

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに陳述書の提出が必要となりました。

○入札書ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書には、個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となる場合があります。

○不適法な入札が増えています。陳述書下部の「注意」をよく読んでください。

（例）・陳述書の「☐ 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は（略）暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。」欄は、入札者が他人から資金の提供を受けて入札する場合などにチェックするものですので、そのような者がいない場合は、チェックしないでください。

・陳述書や陳述書別紙のフリガナも必ず記載してください。

○宅地建物取引業者の場合、宅地建物取引業者免許証（有効期限内のもの）の写しを提出してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 9月17日

京都地方裁判所第5民事部

裁判所書記官 藤 本 昌 宏

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年10月 2日から 令和 7年10月 9日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年10月16日 午前 9時30分 場 所 京都地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年10月30日 午後 1時00分 場 所 京都地方裁判所第5民事部
特別売却 実施期間	令和 7年10月24日 午前10時00分から 令和 7年10月24日 午前11時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に買受申出保証額を振り込んだ旨の 金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付 した買受適格証明書を有する者又は買受けについて農地法上の許 可若しくは届出を必要としない者に限り、買受申出をすることが できます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 9月17日から当庁2階の物件明細閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	1, 950, 000 1, 560, 000	一括	390, 000	32, 655	8, 473
1	790, 000				
2	1, 160, 000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 京都市山科区四ノ宮小金塚 |
| | 地 番 | 1 番 1 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 83.82平方メートル |
| 2 | 所 在 | 京都市山科区四ノ宮小金塚 1 番地 1 2 |
| | 家屋 番号 | 1 番 1 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 50.22平方メートル
2 階 48.60平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 4月28日

京都地方裁判所第5民事部

裁判所書記官 藤 本 昌 宏

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1, 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 京都市山科区四ノ宮小金塚 |
| | 地 番 | 1 番 1 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 83.82平方メートル |
| 2 | 所 在 | 京都市山科区四ノ宮小金塚 1 番地 1 2 |
| | 家屋 番号 | 1 番 1 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 50.22平方メートル
2 階 48.60平方メートル |



令和7年(ケ)第 20号
令和7年3月10日受理
令和7年4月21日提出

現況調査報告書

京都地方裁判所

執行官 川 村 裕

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 京都市山科区四ノ宮小金塚 |
| | 地 番 | 1 番 1 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 83.82平方メートル |
| 2 | 所 在 | 京都市山科区四ノ宮小金塚 1 番地 1 2 |
| | 家屋 番号 | 1 番 1 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 50.22平方メートル
2階 48.60平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他	☒ 「その他の事項」のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他	☒ 「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

その他の事項

目的物件の状況

1 別添写真のとおり

2 物件1土地の状況

(1) 形状・面積

物件1土地は、概ね長方形の土地である。

現地概測の結果、公図、地積測量図の形状、登記上の面積と概ね一致した。

(2) 利用状況

物件2建物の敷地として利用されている。物件1土地上に物件2建物以外の建物は存在しない。

北側にはカーポートが設置されている。カーポートにはゴミが置かれている。

(3) 道路接面状況

北側で、幅員約5mの私道（建築基準法42条1項5号該当）に等高に接面する。なお、執行官の意見欄参照。

3 物件2建物の状況

(1) 形状・面積

現地概測の結果、建物図面の形状、登記上の床面積と概ね一致した。

(2) 使用状況

所有者が居住している。

各室内には家庭ゴミ及び内装業による廃棄物（接着剤、壁紙、カーペット等）が大量に堆積している。

(3) 設備

堆積したゴミのため、台所、洗面所、浴室などは通常の使用はできないと思われる。

(4) 損傷

玄関ドアが傾いており、玄関ドアの開閉が困難である。その他老朽箇所が多数ある。

執行官の意見

- 1 目的物件に第三者の占有は認められない。
- 2 物件2建物玄関脇に、所有者の氏を漢字とローマ字で記した表札がある。
物件2建物の郵便受内、室内には、所有者宛の郵便物が多数ある。
- 3 近隣調査の結果、所有者は朝出て行き、夜戻ってくるとのことであった。
- 4 上記1～3から、目的物件は所有者が居住して占有していると認定した。
- 5 所有者に対して照会書を発送したが、期限までに回答がなかった。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7 年 3 月 18 日 11:50-12:00	物件所在地	外部調査、写真撮影、所有者宛照会書投函
7 年 3 月 25 日 14:50-15:40	物件所在地	立入調査、写真撮影、近隣調査
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		

(特記事項)

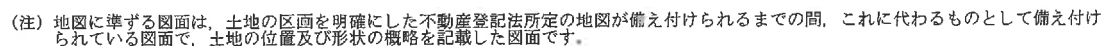
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和 7 年 3 月 25 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



四ノ宮小金塚

5 ページ



これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

地積測量図

地番 1番12.1番47

土地の所在 京都市山科区四ノ宮小金塚

求積表

世界測地系

地番	① (1-12)	X_n	Y_n	$Y_{n+1}-Y_{n-1}$	$X_n \cdot (Y_{n+1}-Y_{n-1})$
NO					
24-312	-110673.904	-15238.731	5.179	-573180.148816	
25-P72	-110673.318	-15232.557	6.582	-728451.779076	
24-313	-110673.280	-15232.149	1.377	-152397.106590	
24-258	-110685.956	-15231.180	-5.587	618402.456172	
24-259	-110686.555	-15237.736	-7.551	835794.252316	
			合計	167.654039	
			合計面積	83.8270175	
			地積	83.82 m ²	

地番	② 1-477	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n ・(Y _{n+1} -Y _{n-1})
NO					
24-268		-110671.617	-15238.919	0.935	-3873.503095
24-213		-110671.496	-15238.896	6.588	-729103.815648
24-269		-110670.892	-15232.331	6.547	-724562.329924
24-313		-110673.280	-15232.149	-0.220	25012.181280
25-P65		-110673.318	-15232.557	-6.582	728451.779076
24-312		-110673.904	-15238.731	-6.362	704107.377248
			合計	31.658937	
			合計面積	15.8344685	
					15.83 ㎡

基準点座標一覧表

世界測地系

点名	X座標	Y座標	備考
114-5013	-110673.362	-15277.504	4級基準点 (真鍮板)
114-5014	-110703.763	-15274.213	4級基準点 (真鍮板)
114-5019	-110693.510	-15177.498	4級基準点 (真鍮板)
114-5020	-110703.649	-15235.086	4級基準点 (真鍮板)
114-5047	-110668.376	-15179.893	4級基準点 (真鍮板)
T-A	-110672.813	-15238.883	補助基準点 (金属板)
T-B	-110669.744	-15206.814	補助基準点 (金属板)
T-C	-110700.270	-15208.311	補助基準点 (金属板)

参照点	名称	X座標	Y座標
25-P72	市プレート	-110670.252	-15250.889
25-P73	市プレート	-110668.550	-15233.011

境界点	境界線の種類
○	コンクリート杭
●	プレート
○	京都市プレート
○	金属板

測量年月日 平成26年 2月28日

作成者

平成 26 年 9 月 11 日 作成

嘱託者

縮尺

1 / 250

A4版に縮小

登記年月日：平成26年6月18日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(京都地方裁判所管轄)
令和7年1月17日 東京法務局

登記官

7ページ

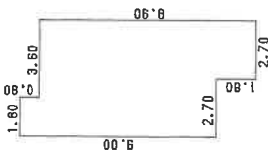
建物図面 各階平面図

911715 各階平面図

家屋番号
1-12

建物の所在
京都市山科区四ノ宮小金塚町1番地12

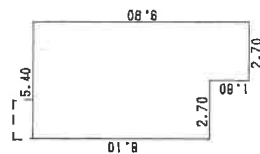
1 階



求積表

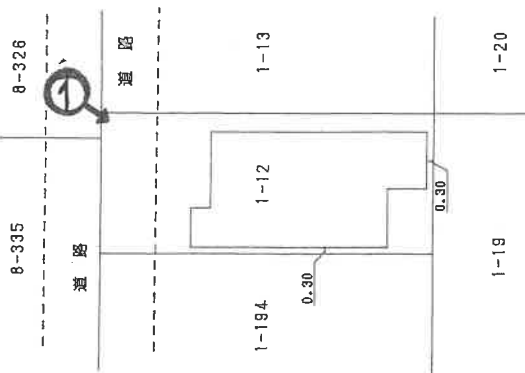
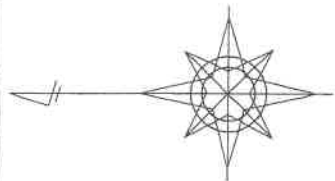
1.80 X 0.90 =	1.6200
5.40 X 8.10 =	43.7400
2.70 X 1.80 =	4.8600
合計	50.2200
床面積	50.22 m ²

2 階



求積表

5.40 X 8.10 =	43.7400
2.70 X 1.80 =	4.8600
合計	48.6000
床面積	48.60 m ²



写真撮影位置方向

A4版に縮小

平成 26年 6月 18日

(日 加納)

作製者

年 6 月 15 日 (作製)

縮尺 1/250

申請人

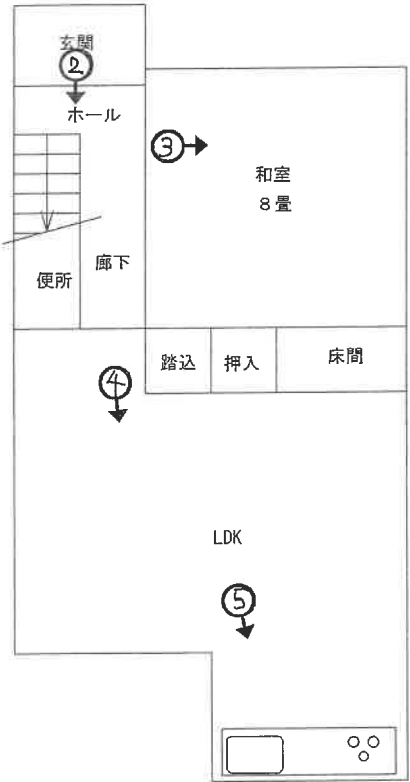
縮尺 1/250

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

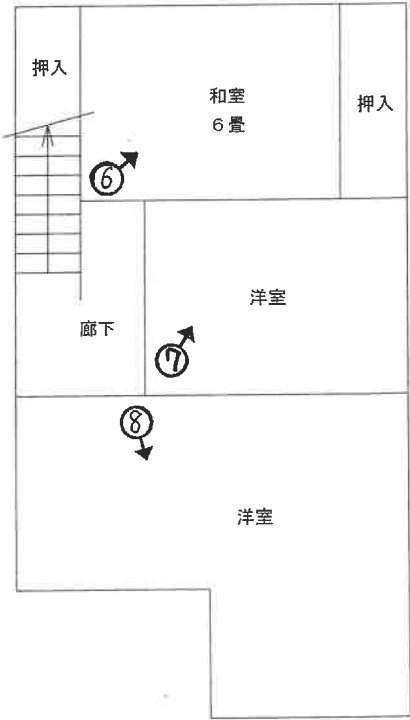
請求番号：28-3

建物見取図

写真撮影位置方向



1 階



2 階

注) 内部の状況が明確に確認出来ないため、目視可能な範囲で調査による。
このため、異なる可能性もある。





2



3



4



5



6



7



求 意 見 書

藤 原 陽 殿

令和 7年 7月25日

京都地方裁判所第5民事部

裁判所書記官 藤 本 昌 宏

別紙物件目録記載の不動産につき、売却基準価額を、別紙のとおり変更することについて、意見を求めます。

本書面を受け取った日から14日以内に、下記欄に記載をして提出してください。

意 見 書

売却基準価額の変更は、

- (1) 相当である
(2) 不相当である。

(3) その他

令和 7年 7月 28日
評価人

藤原陽



物 件 目 録

- 1 所 在 京都市山科区四ノ宮小金塚
地 番 1番12
地 目 宅地
地 積 83.82平方メートル
- 2 所 在 京都市山科区四ノ宮小金塚 1番地12
家屋 番号 1番12
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 50.22平方メートル
2階 48.60平方メートル



11

(別紙)

[illegible]

令和 7 年 （ ケ ） 第 20 号

令和 7 年 3 月 25 日 現 地 調 査
令和 7 年 3 月 27 日 評 価

京都地方裁判所 御中

評 価 書

評 価 人 不動産鑑定士

藤 原 陽

第1 評価額

一 括 価 格			
金		2,780,000	円
内 訳 価 格			
物件1（土地）	金	1,130,000	円
物件2（建物）	金	1,650,000	円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 地目 地積	「物件目録記載のとおり」	「同 左」
2	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	「物件目録記載のとおり」	「同 左」
番号	特 記 事 項		
	・殆どの部屋で家庭ゴミ及び内装業による産業廃棄物(接着剤、壁紙、カーペット等)が大量に堆積しており、間取り等は明確に確認出来なかった。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件 1)

位 置 ・ 交 通	京阪京津 線 「 四宮 」 駅の 北 東 方 ・ 道路距離約 1.8 km (付属資料「目的物件の位置図」参照)	
付 近 の 状 況	一般住宅等が建ち並ぶ傾斜地の住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない 一般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第1種中高層住居専用地域 60 % 200 % なし 15 m 第1種高度地区 山ろく型 建造物修景地区
画 地 条 件	間口 約6.5 m、奥行約 12.7 mの 長方形地 地積測量図のとおり	
接面道路の状況	北 側幅員 約 5 mの 私道 に 等高 に接する。 (建築基準法第 42条 1項 5号道路)	
土地の利用状況等	現況調査報告書記載のとおり	
供 給 処 理 施 設	上 水 道: あり ガ 配 管: あり 下 水 道: あり (注)供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
特 記 事 項	特になし	

2 建物の概況及び利用状況 (物件 2)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）： 平成2年6月15日 新築 経 過 年 数 ： 約 35 年 経済的残存耐用年数： 約 1 年
仕 様	構 造 ： 木造2階建 屋 根 ： 瓦葺 外 壁 ： 吹付等 内 壁 ： クロス等 天 井 ： クロス等 床 ： 板、畳等 設 備 ： 電気、ガス、給排水設備 そ の 他 ： 特にない
床面積(現況)	第3項目的物件欄記載のとおり
現 況 用 途 等	現況用途： 居宅 間 取 り： （付属資料「建物見取図」参照）
品 等	普通
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特記事項	建築確認の有無を調査したが、見当たらなかった。 ・物件2(建物)について、非飛散性アスベスト含有建材(成形板)等が使用されている可能性を否定できない。なお、アスベストの詳細については専門調査機関による分析調査を要する。 ・設備等は通常の利用は出来ないと思われる。 ・P2特記事項参照のこと。

第5 評価額算出の過程

1 積算価格の試算

[1] 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ
1	50,900	1.00	83.82	0.95	4,050,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 京都山科 -11
 公示価格(円/㎡) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)
 $53,000 \times 100/100 \times 100/103 \times 100/101 = 50,900$
 ◇ 時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。
 ◇ 標準化補正 : 方位等 (1.03)
 ◇ 地域格差 : 街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率
 $100/100 \times 100/101 \times 100/100 \times 100/100 = 100/101$
 イ 個別格差 : 方位等 (1.00)
 ウ 地 積 : 登記数量による。
 エ 建 付 減 価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ
2	185,000	98.82	0.05	910,000

ウ 現価率

経済的全耐用年数 36 年、経過年数 35 年、経済的残存耐用年数 1 年、残価率 0.05
 の耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\text{現価率} = \{ \text{残価率 } 0.05 + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数} / \text{経済的全耐用年数} \} \times (1 - \text{観察減価 } 0.30)$$

$$= 0.05$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

なお、本件は賃貸を想定することが困難な物件であるので、収益還元法は適用しない。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ (万円未満四捨五入)
1	4,050,000	50%	法定地上権	2,030,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 (円) (万円未満四捨五入) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	4,050,000	-2,030,000		80%	70%	1,130,000
2	910,000	+2,030,000	100%	80%	70%	1,650,000
一 括 価 格 (合計)						2,780,000

ウ 占有減価修正： 修正の必要がない。

エ 市場性修正： 家庭ゴミや産業廃棄物等が大量に堆積していることによる需要の減退を考慮した。

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格等 地価公示標準地 (京都山科-11)
所 在 : 京都市山科区四ノ宮小金塚8番403
価 格 : 53,000 円/㎡
位 置 : JR山陰本線「四宮」駅の 北東 方、道路距離約 1.3 km
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 112 ㎡
供給処理施設 : 水道、ガス、下水あり
接 面 街 路 : 南方 5 m 私道
用 途 指 定 等 : 第1種中高層住居専用地域 (建蔽率 60 %、容積率 200 %)

地 域 の 概 要 : 一般住宅等が建ち並ぶ傾斜地の住宅地域

- 2 固定資産税評価額 (令和 6 年度)
物件1(土地): 2,951,300 円
物件2(建物): 1,840,700 円

第7 付属資料の表示

- 1 目 的 物 件 の 位 置 図
- 2 付 近 地 図

以上

物 件 目 録

- 1 所 在 京都市山科区四ノ宮小金塚
 地 番 1 番 1 2
 地 目 宅地
 地 積 83.82平方メートル

- 2 所 在 京都市山科区四ノ宮小金塚 1 番地 1 2
 家屋 番号 1 番 1 2
 種 類 居宅
 構 造 木造瓦葺2階建
 床 面 積 1階 50.22平方メートル
 2階 48.60平方メートル



